

1. 件名：玄海原子力発電所3，4号炉及び川内原子力発電所1，2号炉の地震等に係る新基準適合性審査（標準応答スペクトルの規制への取り入れに係る変更）に関する事業者ヒアリングに係る資料の受取
2. 日時：令和5年4月5日（水） 10時00分頃
3. 対応者  
原子力規制庁 原子力規制部 地震・津波審査部門  
谷主任安全審査官、馬場係員  
  
九州電力株式会社 東京支社 原子カグループ
4. 要旨
  - （1）九州電力株式会社から、令和3年8月23日に申請のあった玄海原子力発電所3号炉及び4号炉の設置変更許可申請、並びに令和3年4月26日に申請のあった川内原子力発電所1号炉及び2号炉の設置変更許可申請のうち、地震動等の審査に係るヒアリング資料の提出があった。
  - （2）原子力規制庁は、提出された資料の内容を確認するとともに、必要に応じて、記載内容に関する事実確認を行うためにヒアリングを行う。
5. 提出資料
  - ・川内原子力発電所1号炉及び2号炉 玄海原子力発電所3号炉及び4号炉 審査資料の品質確保について（コメント回答）